

「地方税の電子納付等の普及に向けて」の概要

1. 地方税等の納付の現状と問題点

地方銀行は、全国の1,089^(注1)の地方公共団体の指定金融機関を務めており、年間約1億7,000万件^(注2)もの地方税等を窓口で収納しています。これらの地方税等は、原則として書面により収納することとなっているため、納税者、地方公共団体および金融機関において、納付や事務処理の負担が大きいなど、国民経済全体として、非効率となっています。

(注1) 当協会加盟の地方銀行のうち60行が指定金融機関を務める団体数(平成20年12月末)。

(注2) 当協会調べ(平成19年度)。

2. 電子納付等の普及の考え方

納税者の負担軽減と利便性向上、地方公共団体と金融機関双方の事務の効率化など、国民経済全体の利益の観点からは、「電子納付(ペイジー)^(注3)の推進」や「ペーパーレス化(口座振替、事務処理の電子化)の推進」が有効と考えます。

このため地方銀行界では、今後、電子納付等の推進について指定金融機関を中心に地方公共団体との合意を得つつ納税者の利便性向上に資する施策をそれぞれの地域で進めてまいります。また、制度改正が望ましい事項について、政府、関係省庁に対して要望活動を行ってまいります。

(注3) 地方公共団体と金融機関との間をネットワークで結ぶことにより、納税者がATM、パソコン、携帯電話等を利用して電子的に税金等の支払を行うことができるサービス。

3. 具体的な施策

各地方銀行は、地方公共団体と十分協議のうえ、次の施策について適宜進めてまいります。

- ・ ATMのペイジー対応、インターネットバンキング・モバイルバンキングを活用したペイジーの推進
- ・ 地方公共団体の電子納付等の対応や事務の効率化を支援するトータルサービス(仕様が異なる納付データを変換し、一定のフォーマットで地方公共団体に提供するサービス)の推進
- ・ 住民にとって身近な口座振替の推進、事務処理の電子化(納付情報の電子データ化)など

4. 期待される効果

納税者にとっては納付機会の拡大、納付方法の多様化により利便性が向上します。また、地方公共団体においても事務の効率化や期限内納付の増加、徴収率の向上につながります。

また、電子納付等の推進は、結果的に書面の削減につながることから、CO₂の削減など環境面からも有益であると考えます。

以上